

高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用し、町民及び町内事業所の再生可能エネルギーの普及と自家消費を積極的に支援することにより、高森町における2050年ゼロカーボンを推進するため、町民及び町内事業所が行う事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和43年規則第7号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備 未使用品であつて、太陽光を電気に変換する太陽光モジュール及びその附属設備をいう。
- (2) 蓄電池 未使用品であつて、前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池及びその附属設備をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町長が指定した日以降に補助対象事業に着手し、かつ、町長が指定した日までに第9条に規定する実績報告書を提出できる者
- (2) 過去に同種の補助対象設備等を対象として、本要綱による補助金の交付を受けていない者
- (3) 町税等を滞納していないこと。ただし、納税の猶予が認められている者を除く。
- (4) 高森町暴力団排除条例（平成23年12月20日条例第12号）に規定する暴力団も若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。

(補助対象設備、補助要件、補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象設備、補助要件、補助対象経費及び補助金額は、それぞれ別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により、算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高森町ゼロカーボン推進補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添付し町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、その結果を高森町ゼロカーボン推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更又は中止しようとするときは、高森町ゼロカーボン推進補助金事業変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければ

ばならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その結果を補助事業者へ通知するものとする。

(繰越等承認申請)

第8条 補助事業者は、町長が指定した日までに補助事業が完了しないときは、当該年度の1月10日までに高森町ゼロカーボン推進補助金繰越等承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、これを審査し、補助事業の繰越し等の可否を決定し、その結果を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了から30日以内又は町長が指定する日のいずれか早い日までに、高森町ゼロカーボン推進補助金実績報告書(様式第6号)に別表第2に掲げる書類及びその他町長が必要と認める書類を添付し町長へ提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条の報告があったときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に高森町ゼロカーボン推進補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、高森町ゼロカーボン推進補助金交付請求書(様式第8号)により、町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号のほか、補助金の使途が不適切であると認められるとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(取得財産の管理)

第13条 補助事業者は、本要綱の補助事業により設置した設備等(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、適正な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、高森町ゼロカーボン推進補助金財産処分承認申請書(様式第9号)により町長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者が前項の規定により取得財産を処分したときは、町長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めるものとする。

(自家消費量の報告)

第15条 太陽光発電設備を設置した補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度分の発電した

電力量や自家消費量等の実績について、高森町ゼロカーボン推進補助金自家消費量に関する報告書（様式第10号）により、町長に報告しなければならない。

（現地調査等）

第16条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 町長は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供等の協力を求めることができる。

（関係書類の保管）

第17条 補助事業者は、補助金の申請書及び実績報告書に関連する書類を、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 町民向け太陽光発電設備設置補助事業

補助対象設備	太陽光発電設備
補助要件	<p>(1) 自らが居住する又は居住する予定の住宅と同一敷地内に存する町内の建築物に補助対象設備を設置し、実績報告提出時点において当該住宅に住所を有すること。P P A又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅は、一戸建ての専用住宅であること。</p> <p>(3) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。施工体制に飯田市又は下伊那郡内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主が含まれるよう努めること。</p> <p>(4) 設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(5) 補助対象設備を設置する住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。P P A又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(6) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力のいずれか低い値が10kW未満のものであること。</p> <p>(7) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が30%以上であること。</p> <p>(8) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(9) 余剰電力は、町長が指定する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。</p> <p>(10) 既存設備の更新の場合は、設置から17年経過していること。</p> <p>(11) Jークレジット制度等により環境価値を第三者に譲渡しないこと。</p>

	<p>(12) PPA事業者により設置する場合は、補助金額のうち町補助金については、サービス料金から全額を控除すること。</p> <p>(13) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「交付金実施要領」という。）別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p>	
補助対象経費	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
補助金額	町補助金と重点対策加速化事業補助金の合計額	
	<p>【町補助金】 申請者又は契約者が次のいずれかに該当する場合は、支援対象者とする。</p> <p>(1) 中学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる者</p> <p>(2) 40歳未満で、3年以内に本町へ転入した者</p>	<p>【通常】 1kW当たり3万円（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点第2位未満は切捨て）に1kW当たり3万円を乗じた額）。上限額20万円。</p> <p>【支援対象者】 1kW当たり3万5千円（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点第2位未満は切捨て）に1kW当たり3万5千円を乗じた額）。上限額30万7千円。</p>
	<p>【重点対策加速化事業補助金】</p>	<p>1kW当たり7万円（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点第2位未満は切捨て）に1kW当たり7万円を乗じた額）。上限額69万3千円。</p>

2 町内事業所向け太陽光発電設備設置補助事業

補助対象設備	太陽光発電設備
補助要件	<p>(1) 自らが使用する事業用建築物と同一敷地内に存する町内の建築物に補助対象設備を設置し、実績報告提出時点において当該建築物を使用していること。PPA又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する建築物には、店舗等併用住宅を含むこと。</p> <p>(3) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。施工体制に飯田市又は下伊那郡内に</p>

	<p>本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主が含まれるよう努めること。</p> <p>(4) 設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(5) 補助対象設備を設置する事業所等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。P P A又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(6) 発電する電力量のうち、自家消費する電力量が50%以上であること。</p> <p>(7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくF I T制度又はF I P制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(8) 余剰電力は、町長が指定する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。</p> <p>(9) 既存設備の更新の場合は、設置から17年経過していること。</p> <p>(10) Jークレジット制度等により環境価値を第三者に譲渡しないこと。</p> <p>(11) P P A事業者により設置する場合は、補助金額のうち町補助金については、サービス料金から全額を控除すること。</p> <p>(12) 交付金実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p>
--	---

補助対象経費	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
補助金額	町補助金と重点対策加速化事業補助金の合計額	
	【町補助金】	1 k W当たり 3 万円（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（k W表示の小数点第 2 位未満は切捨て）に 1 k W 当たり 3 万円を乗じた額）。上限額20万円。
	【重点対策加速化事業補助金】	1 k W当たり 5 万円（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値（k W表示の小数点第 2 位未満は切捨て）に 1 k W 当たり 5 万円を乗じた額）。上限額250万円。

3 町民向け蓄電池設置補助事業

補助対象設備	蓄電池
補助要件	(1) 自らが居住する若しくは居住する予定の住宅又は自らが使用する事業用建築物と同一敷地内に存する町内の建築物に補助対象設備を設置

	<p>し、実績報告提出時点において当該住宅に住所を有すること。P P A又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅は、一戸建ての専用住宅であること。</p> <p>(3) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。施工体制に飯田市又は下伊那郡内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主が含まれるよう努めること。</p> <p>(4) 設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(5) 補助対象設備を設置する住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。P P A又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(6) 蓄電容量が4 kWh以上のものであること。</p> <p>(7) 1 kWh当たりの価格が15万5千円以下の設備であること。この場合において、当該価格は、工事費込み並びに消費税及び地方消費税抜きの金額から算出すること。</p> <p>(8) 1 町民向け太陽光発電設備設置事業により設置した設備に常時接続する設備であること。</p> <p>(9) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(10) 既存設備の更新の場合は、設置から6年経過していること。</p> <p>(11) 交付金実施要領別紙2地域脱炭素移行・再エネ推進交付金対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p>
補助対象経費	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助金額	補助対象経費の3分の1以内の額。上限額50万円。

4 町内事業所向け蓄電池設置補助事業

補助対象設備	蓄電池
補助要件	<p>(1) 自らが使用する事業用建築物と同一敷地内に存する町内の建築物に補助対象設備を設置し、実績報告提出時点において当該建築物を使用していること。P P A又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する建築物には、店舗等併用住宅を含むこと。</p> <p>(3) 長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。施工体制に飯田市又は下伊那郡内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主が含まれるよう努めること。</p> <p>(4) 設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。</p> <p>(5) 補助対象設備を設置する事業所等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。</p>

	<p>と。PPA又はリース事業者の場合は、契約者が当該要件を満たしていること。</p> <p>(6) 蓄電容量が20kWh以上のものであること。</p> <p>(7) 1kWh当たりの価格が19万円以下の設備であること。この場合において、当該価格は、工事費込み並びに消費税及び地方消費税抜きの金額から算出すること。</p> <p>(8) 2 町内事業所向け太陽光発電設備設置事業により設置した設備に常時接続する設備であること。</p> <p>(9) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(10) 既存設備の更新の場合は、設置から6年経過していること。</p> <p>(11) 交付金実施要領別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金対象事業となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすこと。</p>
補助対象経費	設備費及び工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
補助金額	補助対象経費の3分の1以内の額。上限額130万円。

別表第2（第5条関係）

交付申請書添付書類	実績報告書添付書類
<p>(1) 設置する住宅の位置図</p> <p>(2) 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し</p> <p>(3) 設置箇所を示す図面又は写真</p> <p>(4) メーカー、型式及び容量等設備の様を確認できる書類</p> <p>(5) 太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建築物等の電力需要量の見込みが確認できる書類</p> <p>(6) 既存設備の設置年月を確認できる書類（既存設備の更新の場合に限る。）</p> <p>(7) 高森町ゼロカーボン推進補助金委任状（様式第2号）（本補助金に係る手続を代理人に委任する場合に限る。）</p>	<p>(1) 設置費用及びその内訳が記載された契約書の写し</p> <p>(2) 設置費用の支払を確認できる書類</p> <p>(3) 設置状況を示す写真及び図面</p> <p>(4) 設置設備の保証書の写し</p> <p>(5) 売電申込を確認できる書類（余剰電力を売電する場合に限る。）</p> <p>(6) 本補助金により、サービス料金又はリース料金が控除されていることを確認できる書類及び本補助金により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（PPA又はリース事業の場合に限る。）</p>

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

高森町ゼロカーボン推進補助金交付申請書

年 月 日

高森町長 様

申請者 住 所

氏 名

（※個人の場合：生年月日 年 月 日）

電話番号

高森町ゼロカーボン推進補助金の交付を受けたいので、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第5条の規定により、別表2に掲げる書類を添えて申請します。

なお、この補助金の交付決定審査のため申請者（個人にあっては申請者及び同一世帯員全員）の町税等納付状況の確認をすることに同意します。

記

1 設置の概要

設備設置場所	高森町
申請者区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> PPA事業者 <input type="checkbox"/> リース事業者
申請する補助事業	<input type="checkbox"/> 町民向け <input type="checkbox"/> 町内事業所向け
（町民向けの場合） 支援対象者該当有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 中学生以下のこどもがいる <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 40歳未満で、3年以内に本町へ転入
建築物の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者及び共同所有者 <input type="checkbox"/> 申請者以外
完了予定日	年 月 日

2 設置設備及び交付申請額

補助対象設備	設置容量	補助対象経費	交付申請額
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	k W	円	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池	k W h	円	円
補助金交付申請額 合計			円

※設置容量（右の桁未満を切捨て）太陽光発電：小数第2位、蓄電池：小数第1位

※交付申請額は、千円未満を切捨ててください。

添付書類

- 設置する住宅の位置図
- 補助対象経費及びその内訳が記載された見積書の写し
- 設置箇所を示す図面又は写真
- メーカー、型式及び容量等設備の仕様を確認できる書類
- 太陽光発電設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建築物等の電力需要量の見込みが確認できる書類
- 既存設備の設置年月を確認できる書類（既存設備の更新の場合に限る。）
- 高森町ゼロカーボン推進補助金委任状（様式第2号）（本補助金に係る手続を代理人に委任する場合に限る。）

様式第2号 (第5条関係)

高森町ゼロカーボン推進補助金委任状

高森町長 様

代理人	住所	
	氏名	
	電話	

私は、上記の者を代理人と定め、高森町ゼロカーボン推進補助金の交付申請、実績報告及び交付請求等の手続きを委任します。

	記入日 年 月 日
委任者（申請者）氏名	※委任者本人が自署してください。

様式第3号（第6条関係）

高森町ゼロカーボン推進補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

高森町長

印

年 月 日付けで申請のあった高森町ゼロカーボン推進補助金については、下記のとおり決定したので、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付します。（交付しません。）
（交付しない理由）

2 交付決定額 金 円

（交付決定額内訳）

補助対象設備	交付決定額
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池	円
交付決定額 合計	円

3 交付条件

- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得金額が50万円以上の機械、器具、備品その他の重要な財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、町長が別に定める期間）内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をしてはならないこと。
- 町長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納入させることがあること。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 補助金の交付に関し必要があると認めるときは、町長に対し報告をし、又は検査に応じなければならないこと。
- 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、上記の規定の適用を受ける財産があるときは、当該財産に係る同号に規定する期間が経過する日までの間保管しておかななければならないこと。
- 上記に掲げるもののほか、規則、この要綱及び町長が必要と認める事項を遵守すること。

様式第4号 (第7条関係)

高森町ゼロカーボン推進補助金事業変更等承認申請書

年 月 日

高森町長 様

申請者 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、変更（中止）の承認を受けたいので、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

設備設置場所	高森町
補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> 蓄電池の設置
変更（中止）の概要	
変更（中止）の理由	

※変更内容等が確認できる書類を添付してください。

様式第5号 (第8条関係)

高森町ゼロカーボン推進補助金繰越等承認申請書

年 月 日

高森町長 様

申請者 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、繰越等の承認を受けたいので、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

設備設置場所	高森町		
交付決定額 (繰越等の額)	円		
完了予定日	当初	年 月 日	
	変更後	年 月 日	
補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の設置 <input type="checkbox"/> 蓄電池の設置		
町長が指定した日までに補助事業が完了しない理由			

※理由については、繰越等承認の可否に関わるため、詳細に記入してください。

※理由を証明できる書類の添付を求める場合があります。

様式第6号（第9条関係）
様式第6号（第9条関係）

高森町ゼロカーボン推進補助金実績報告書

年 月 日

高森町長 様

申請者 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった高森町ゼロカーボン推進補助金の補助事業が完了したので、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第9条の規定により、別表2に掲げる書類を添えて報告します。

記

1 設置の概要

設備設置場所	高森町
完了日	年 月 日

2 設置設備及び交付決定額

補助対象設備	設置容量	補助対象経費	交付決定額
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	k W	円	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池	k W h	円	円
補助金交付決定額 合計			円

添付書類

- 設置費用及びその内訳が記載された契約書の写し
- 設置費用の支払を確認できる書類
- 設置状況を示す写真及び図面
- 設置設備の保証書の写し
- 売電申込を確認できる書類（余剰電力を売電する場合に限る。）
- 本補助金により、サービス料金又はリース料金が控除されていることを確認できる書類及び本補助金により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（P P A又はリース事業の場合に限る。）

様式第7号 (第10条関係)

高森町ゼロカーボン推進補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

高森町長

㊟

年 月 日付けで実績報告のあった高森町ゼロカーボン推進補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円

(交付確定額内訳)

補助対象設備	交付確定額
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	円
<input type="checkbox"/> 蓄電池	円
交付確定額 合計	円

様式第8号 (第11条関係)

高森町ゼロカーボン推進補助金交付請求書

年 月 日

高森町長 様

申請者 住 所
氏 名

⑩

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった高森町ゼロカーボン推進補助金について、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込指定口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合						店 所		
	預金種目	普通 当座	口座番号						
フリガナ									
口座名義									

様式第9号 (第14条関係)

高森町ゼロカーボン推進補助金財産処分承認申請書

年 月 日

高森町長 様

申請者 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった高森町ゼロカーボン推進補助金により取得した財産を処分の承認を受けたいので、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

取得した財産の設置場所	高森町
取得した財産の内容	
取得年月日	年 月 日
取得金額	円 (うち町補助金 円)
処分の理由	
処分予定日	年 月 日
処分方法、価格、条件等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 取得した財産の写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類

様式第10号 (第15条関係)

高森町ゼロカーボン推進補助金自家消費量に関する報告書

年 月 日

高森町長 様

報告者 住 所
氏 名
電 話

高森町ゼロカーボン推進補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、高森町ゼロカーボン推進補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

太陽光発電設備設置場所	高森町	
太陽光発電設備出力	k W	
報告期間	年 月 日～ 年 月 日	
上記期間の発電量	(a)	k W h
上記期間の自家消費量	(b)	k W h
上記期間の売電量	k W h	
上記期間の自家消費率	%	(b) ÷ (a) で計算 (小数点以下切捨て)
添付書類	<input type="checkbox"/> 報告書の数値が確認できる書類 (計測器等の写真、受給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票、毎月の発電電力量の記録等)	